

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 平成30年9月26日（水） 13：30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 下 教育長
竹 山 委 員
佐 藤 委 員
桑 原 委 員
沼 井 委 員
関 守 委 員
山 本 教育総務局長
木 皮 生涯学習局長
小 滝 学校教育局長
出津野 総務課長
津 田 給与福利課長
中 村 生涯学習課長
堂 本 人権教育推進室長
高 橋 スポーツ課長
太 田 スポーツ企画員
栗 生 文化遺産課長
川 嶋 県立学校教育課長
大 城 特別支援教育室長
前 田 義務教育課長
泉 児童生徒支援室長
松 本 学校人事課長
橘 健康体育課長
鈴 木 教育センター学びの丘所長
田 中 総務課副課長
繁 張 総務課秘書班長
井 手 総務課副主査
西 川 総務課副主査

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会9月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第45号及び46号は人事案件であるため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第45号及び46号については、非公開とする。ついでには、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

平成30年8月24日(金)の定例会会議録について、承認した。

3 報告事項

報第3号

教育委員会所管平成30年度一般会計9月補正予算(追加提案分)の概要について

○教育長 「教育委員会所管平成30年度一般会計9月補正予算(追加提案分)の概要」について、説明願いたい。

○総務課長 9月4日の台風21号の被害の復旧にかかる補正事業の経費に関する報告である。県立学校関連が352,616千円、文化財関連が30,485千円、総額383,101千円である。9月18日に県議会に上程した。

○教育長 これについて、御意見、御質問はないか。

○教育長 報第3号の説明を終わる。

4 付議事項

議案第43号

高等学校授業料減免規程の全部を改正する規程について

○教育長 「高等学校授業料減免規程の全部を改正する規程」について説明願いたい。

○総務課長 高等学校授業料減免にマイナンバーを利用予定であり、減免を高

等学校就学支援金に類するものと位置づけるとともに、知事の事務の補助執行として整理することに伴う規程の整備を行う。審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第43号については、原案のとおり決定する。

議案第44号 和歌山県指定文化財の新規指定等について

○教育長 「和歌山県指定文化財の新規指定等」について説明願いたい。

○文化遺産課長 オオダイガハラサンショウウオを県指定天然記念物に新規指定すること及び県指定有形文化財の建造物「阿弥陀寺本堂 附棟札」を指定解除する案件である。

9月12日の和歌山県文化財保護審議会において答申された。それに基づき新規指定及び指定解除を行う。

オオダイガハラサンショウウオは両生綱有尾目サンショウウオ科に属する小型サンショウウオである。他の小型サンショウウオと比較して大型であることや斑模様を持たないこと、分類学的研究の発展により、オオダイガハラサンショウウオは紀伊半島にのみ生息している固有種ということになり、分布域が限定されることなどの点で違いがみられる。

さらに近年はペットとして高値で売買されている状況が確認されており、捕獲による生息数の減少についても抑止する法的保護措置が必要である。以上のことから、本種の学術的価値は高く、希少であることから、地域を定めずに和歌山県指定文化財(天然記念物)に指定して保護を図る。指定後は、許可無く捕獲・飼育することは罰金等の対象となる。

次に有形文化財の阿弥陀寺本堂附棟札は、平成30年8月17日付けで重要文化財に指定されたため、県指定を解除するものとなる。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○教育長 他府県でのオオダイガハラサンショウウオの扱いはどのようなか。

○文化遺産課長 奈良県では昭和29年、三重県では昭和33年に県指定になっている。2014年紀伊半島に生息するものだけがその種となるという分類学的研究により、昨年県内の生息調査をした。

○教育長 罰則は厳しいものか。

○文化遺産課長 現在の条例では5万円以下の罰金。6月に改正され、来年度4月1日施行の文化財保護法では、近年の重要文化財への落書き等が散見さ

れることから、罰金が30万円から100万円に引き上げられている。それに基づいて、県の罰則も引き上げる方向で検討中である。現状では5万円以下。

○教育長 売買する人も罰則があるのか。

○文化遺産課長 一般的に県指定の文化財を移動させるだけでも許可が必要。既に捕獲したものを飼育することは問題ないが、移動させる際には許可が必要となり、許可無く移動させた場合は罰則対象となる。

○桑原委員 オオサンショウウオはどのような扱いのものか。

○文化遺産課長 国の特別天然記念物、国宝級である。天然記念物の中では一番重要な扱いのものである。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第44号については、原案のとおり決定する。

5 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

- | | |
|------------|--------------------------|
| 10月 5日(金) | 平成30年度第1回和歌山の教育を語る教育委員会議 |
| 10月18日(木) | 決算特別委員会 |
| 10月24日(水) | 教育委員会10月定例会 |
| 11月19日(月) | 県市町村教育委員会研修会及び |
| ~11月20日(火) | 県市町村教育委員会連絡協議会研修会 |

<非公開議案>

議案第45号

平成30年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰について

生涯学習課長から、「平成30年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第46号

平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について
生涯学習課長から、「平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文

部科学大臣表彰」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

5 閉会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので9月定例会を閉会する。
(14:18閉会)